

市区町村別集計項目(推進体制等)

香川県	
市区町村数	17

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						7	13	5				15					
37	201	高松市	男女共同参画・協働推進課	1	1	1	1					3	第4次たかまつ男女共同参画プラン	2016年4月 ~ 2022年3月	1	1	
37	202	丸亀市	人権課男女共同参画室	1	1	1	1	丸亀市男女共同参画推進条例	2007年9月25日	2008年4月1日		3	第3次男女共同参画プランまるがめ	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
37	203	坂出市	人権課	1	2	0	1					3	第2次坂出市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
37	204	普通寺市	人権課	1	2	1	1					0	普通寺市第2次男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2028年3月	1	1	
37	205	観音寺市	男女共同参画推進室	1	1	1	1					3	第2次観音寺市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
37	206	さぬき市	人権推進課	1	2	1	1	さぬき市男女共同参画推進条例	2009年6月24日	2009年6月24日		0	第2次さぬき市男女共同参画プラン(改訂版)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
37	207	東かがわ市	人権推進課	1	2	0	1					0	第2次東かがわ市男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2022年3月	1	1	
37	208	三豊市	市民環境部 人権課	1	2	1	1	三豊市男女共同参画推進条例	2016年3月29日	2016年4月1日		0	第3次三豊市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
37	322	土庄町	住民環境課 人権推進室	1	2	0	0					0	とのしょう男女共同参画プラン	2014年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
37	324	小豆島町	住民生活課 男女共同参画推進室	1	2	0	1					0	小豆島町いきいきプラン~第2次男女共同参画基本計画~	2016年6月 ~ 2026年3月	1	1	
37	341	三木町	人権推進課	1	2	0	0					0	三木町男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
37	364	直島町	教育委員会	2	2	0	1	直島町男女共同参画推進条例	2003年3月17日	2003年4月1日		0	直島町男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
37	386	宇多津町	教育委員会生涯学習課	2	2	0	0					0	第2次宇多津町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
37	387	綾川町	住民生活課	1	2	0	1					0	第2次綾川町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
37	403	琴平町	企画防災課 人権同和室	1	2	0	1	琴平町男女共同参画推進条例	2012年3月26日	2012年3月26日		0	第2次琴平町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年4月	1	1	
37	404	多度津町	住民環境課	1	2	1	1					0					1
37	406	まんのう町	企画政策課	1	2	0	0					3					1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			1							0	1	0	1	0	0	1	0
37	201	高松市	高松市男女共同参画センター	サンフリー高松	760-0068	高松市松島町一丁目15番1号 たかみつミライエ6階	087-833-2282	087-833-2286	https://www.sankaku087.net/		○		○				○
37	202	丸亀市															
37	203	坂出市															
37	204	善通寺市															
37	205	観音寺市															
37	206	さぬき市															
37	207	東かがわ市															
37	208	三豊市															
37	322	土庄町															
37	324	小豆島町															
37	341	三木町															
37	364	直島町															
37	386	宇多津町															
37	387	綾川町															
37	403	琴平町															
37	404	多度津町															
37	406	まんのう町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			1							1	1	1	1	1	1	0	0	0	
37	201	高松市	高松市男女共同参画センター	1995年8月1日	6	6	4,387	○	○	○	○	○	○						学習研修室の運営等
37	202	丸亀市																	
37	203	坂出市																	
37	204	善通寺市																	
37	205	観音寺市																	
37	206	さぬき市																	
37	207	東かがわ市																	
37	208	三豊市																	
37	322	土庄町																	
37	324	小豆島町																	
37	341	三木町																	
37	364	直島町																	
37	386	宇多津町																	
37	387	綾川町																	
37	403	琴平町																	
37	404	多度津町																	
37	406	まんのう町																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態	宣 言 名 称	市 区 長 数	うち			副 市 区 長 数	うち			副 町 村 長 数	うち			自 治 会 長 数	うち	
							女 性 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	副 市 区 長 数		女 性 副 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	副 町 村 長 数		女 性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	女 性 比 率 (%)		女 性 自 治 会 長 数	女 性 比 率 (%)
			2			8	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	8	0	0.0	6,305	786	12.5
37	201	高松市	1997年12月18日	2	男女共同参画都市宣言	1	0	0.0	2	0	0.0							2535	400	15.8
37	202	丸亀市	2005年12月1日	2	丸亀市男女共同参画都市宣言	1	0	0.0	1	0	0.0							859	139	16.2
37	203	坂出市				1	0	0.0	1	0	0.0							329	27	8.2
37	204	善通寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							325	46	14.2
37	205	観音寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							262	6	2.3
37	206	さぬき市				1	0	0.0	1	0	0.0							338	31	9.2
37	207	東かがわ市				1	0	0.0	1	0	0.0							183	7	3.8
37	208	三豊市				1	0	0.0	1	0	0.0							533	31	5.8
37	322	土庄町										1	0	0.0	0	0		54	0	0.0
37	324	小豆島町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0
37	341	三木町										1	0	0.0	1	0	0.0	把握が困難	把握が困難	
37	364	直島町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
37	386	宇多津町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	6	12.5
37	387	綾川町										1	0	0.0	1	0	0.0	380	58	15.3
37	403	琴平町										1	0	0.0	1	0	0.0	115	8	7.0
37	404	多度津町										1	0	0.0	1	0	0.0	120	16	13.3
37	406	まんのう町										1	0	0.0	1	0	0.0	184	10	5.4

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他



調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

香川県

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)			
								8	8	254	92	36.2	1	1	4	1	25.0										
	高松市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	丸亀市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	坂出市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	善通寺市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	観音寺市							2	2	80	26	32.5	0	0	0	0											
	さぬき市							1	1	45	20	44.4	0	0	0	0											
	東かがわ市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	三豊市							0	0	0	0		1	1	4	1	25.0										
	土庄町							2	2	35	10	28.6	0	0	0	0											
	小豆島町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	三木町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	直島町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	宇多津町							2	2	34	17	50.0	0	0	0	0											
	綾川町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	琴平町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	多度津町							1	1	60	19	31.7	0	0	0	0											
	まんのう町							0	0	0	0		0	0	0	0											





都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合 「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問3 問1で、1.を選択した場合 「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問4 問1で、1.を選択した場合 「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問5 問1で、1.を選択した場合 「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
コ ロ シ イ ド	市 村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
37	市	さぬき市議員旧姓使用取扱要綱 平成22年5月14日 訓令第9号 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員(さぬき市職員定数条例(平成14年さぬき市条例第27号)の適用を受ける者)が、以下所記に規定した事項を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を法的に改め、旧姓(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用できる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものとし、その文書等の種類の例は、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとし、その文書等の種類の例は、別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 公権力の行使に係るもの (3) 職員の権利及び義務に係る文書で、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (4) 私人との法律上の関係を発生させるもの (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が特に指定するもの (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第2号)を、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。前項の規定による申請は、原則として、新たに採用された職員にあっては採用の日以後速やかに、その他の職員にあっては履新事項発効日の提出の期日しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の規定による申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認申請書(様式第2号)を、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓の使用を承認された職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 2 旧姓の使用を承認された職員において、戸籍上の氏と旧姓が同一となる場合は、旧姓の使用の承認は取り消されたものとみなす。この場合においては、前項の規定にかかわらず、旧姓使用中止届の提出を要しない。 (他の任命権者から承認を受けた職員の取扱) 第6条 旧姓の使用の承認を受けた職員が、人事異動により他の任命権者に任用されたときは、承認を受けたことを証する書類を当該任命権者に提出することにより、当該任命権者において旧姓の使用を承認したものとみなし、第3条第1項及び第4条第2項の手續を省略することができるものとする。 (旧姓使用者台帳) 第7条 総務部秘書広報課長は、旧姓使用者台帳(様式第4号)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運用管理に努めなければならない。	さぬき市議会	1	2	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	4

都 道 府 県 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
37	##	さぬき市	(職員及び所属長の責務) 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民に対して、又は職場内において紛争や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、任命権者が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成22年5月14日から施行する(経過措置) 2 この要綱の施行日前に戸籍上の氏を改めた職員が、旧姓の使用を希望する場合は、第3条の承認申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。 別表第1(第2条関係) 基準 文書等の種類の例 法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもの 職場での呼称 職員録 名札  庁内電子メールに用いるユーザー名 庁内届出文書 役命書 事務引継書 表彰状 出勤簿 休暇簿 各種休暇届 欠勤届 事故等報告書 旅行命令簿 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿 週休日の振替等命令簿 職務等全業務免除承認申請書 自己申告書 人事異動内訳 職員異動広報 照会・回答文書  その他任命権者が適当と認めるもの 別表第2(第2条関係) 基準 文書等の種類の例 (1) 職員の身分に係るもの 身分証明書 身分証 徴収記録 在職証明書 届出書 人事記録簿 届出書 退職届 (2) 公権力の行使に係るもの 徴収、立入検査等法令に基づく行政処分に関する文書 その他職員に身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書 (3) 職員の特典及び職務に係る文書で、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 対する権利(給付、旅費等)及び債務に関するもの 共済組合及び互助会に関するもの 公務災害関係書類 (4) 私人との法律上の関係を発生させるもの 契約書 入札執行通知書 (5) その他任命権者が特に指定するもの 起家文書 支出員指行為等財務関係事項に関するもの	議 会 名												
37	##	東かがわ市	4	東かがわ市議会	1	2	2	1	東かがわ市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産の日後の週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			三重市議員旧姓使用取扱要綱		三重市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1
			(目的) 第1条 この訓令は、三重市議員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により、戸籍上の氏を改めた後も、前氏と能力を一律に併用でき、快活に働くことができるよう引継ぎ姓を従前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。 (職員の範囲) 第2条 旧姓を使用できる職員の範囲は、三重市職員定数条例(平成18年三重市条例第41号)第1条に定める職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に定める会計年度任用職員並びに第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項に定める再任用職員とする。	三重市議会	1	2	2	1			2		1	1	1	1	1	1
			土庄町議員旧姓使用取扱要綱		土庄町議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1
			(趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職印について、改姓前の氏を野の文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。	土庄町議会	1	2	2	1			2		1	1	1	1	1	1
			小豆島町議員旧姓使用取扱要綱		小豆島町議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1
			第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を究めし、高い職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職印において使用することについて必要な事項を定めるものである。	小豆島町議会	1	2	2	1			2		1	1	1	1	1	1
			三木町議会議員旧姓使用取扱要綱		三木町議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1
			第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	三木町議会	1	2	2	1			2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
		直島町	直島町議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた議員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	直島町議会	1	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1	
		宇多津町	宇多津町議員旧姓使用取扱要綱 この要綱は、宇多津町議員(以下「議員」という。)が、婚姻・養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた場合に、その後引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関する必要な事項を定めるものとする。(第1条)	宇多津町議会	1	2	2	1			2			2	2	2	2	2	2	2
		綾川町	綾川町議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた議員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町庁等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(以下「職員」という。)に適用する。	綾川町議会	1	2	3	2			2			4	4	4	4	2	4	
		琴平町	琴平町議員旧姓使用取扱要綱 第9条 附 則 2 この附則の施行日前に戸籍上の氏を改めた議員が、旧姓の使用を希望する場合は、第3条の承認申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。	琴平町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	2	2	
		多度津町		多度津町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1	
		まんのう町	まんのう町議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この附則は、一般職の職員(非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	まんのう町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	2	

